



**シラバス参照**

タイトル「**2015年度 観光学部シラバス**」、フォルダ「**2015年度 観光学部シラバス**」  
シラバスの詳細は以下となります。



科目名	観光関連法規		
担当教員	<a href="#">澤田 知樹</a>		
対象学年	1年	クラス	T1
講義室	E-104	開講学期	後期
曜日・時限	水2	単位区分	選必
授業形態	講義	単位数	2
準備事項			
備考			
科目名 (英語表記)			
授業の概要・ねらい	観光に関連する法律を、この授業においては大別して二つに分けます。ひとつは観光の対象に関する法律であり、いまひとつは観光業に携る人(業者)に関する法律です。これらについて個別に定められた法律をそれぞれ説明していきます。		
授業計画	回	内容	
	1	イントロダクション・法律の働き 公法と私法、民事責任と刑事責任との違いなどを説明。	
	2	私権の制限の根拠 景観を理由に建物の建築などを制限するときの、その根拠について。	
	3	文化財保護法 「京の冬の文化財特別公開」などあるように、文化財は観光にとって重要な要素である。	
	4	景観法 景観そのものを保護することを目的として制定された法律。	
	5	世界遺産条約 これに登録されることにより一気に観光地としての知名度があがる。その登録プロセスなどを説明する。	
	6	自然保護法 国立公園・国定公園はこの法律を根拠としている。主に自然の景勝地を保護する。	
	7	観光関連法規と行政 観光にかかわる制度と行政の関係	
	8	中間復習	
	9	観光関係法概観	
	10	旅行業法①	
	11	旅行業法②	
	12	旅行業約款①	
	13	旅行業約款②	
	14	宿泊関係法・約款 その他	
15	旅行・観光関係判例・事例研究 総括レポート作成		
到達目標	観光に関する知識を深めるうえで必要となる法律について、その基本的に理解していただきます。		

成績評価の方法	前半部分については、レポートにより評価します。後半部分については最終回の授業において総括レポートを作成しその内容により評価します。それぞれを併せて評価します。
教科書	指定しません。
参考書・参考文献	授業において指示します。
履修上の注意・メッセージ	前半と後半で担当者が異なります。前半は澤田が、後半は廣岡が担当します。
履修する上で必要な事項	
受講を推奨する関連科目	
授業時間外学習についての指示	講義の部分について、そこで論じられていることを、条文を参照して、具体的にどのような場面が想定されるかをイメージしながら予習復習する。
その他連絡事項	

